

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成25年9月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 事業計画変更承認申請について
- 議第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 農地の競売（買受）適格者証明願いについて
- 議第 7号 平成26年度三条市農林関係の要望について

報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 3号 使用貸借の解約通知について
- 報第 4号 農地法適用外事実確認願証明について
- 報第 5号 農地潰廃通報について
- 報第 6号 作付変更届について
- 報第 7号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 32名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 3番 清 水 栄 委員 |
| 4番 村 井 善一郎 委員 | 5番 熊 倉 睦 委員 |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員 | 8番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 10番 金 子 純 一 委員 | 11番 内 山 清 委員 |
| 12番 大 竹 一 雄 委員 | 13番 鶴 巻 俊 樹 委員 |
| 14番 村 山 佐喜雄 委員 | 15番 山ノ内 正 委員 |
| 16番 大 竹 正 信 委員 | 17番 廣 川 哲 也 委員 |
| 18番 田 邊 稔 委員 | 19番 五十嵐 俊 雄 委員 |
| 20番 坂 井 和 弘 委員 | 21番 阿 部 銀次郎 委員 |
| 22番 野 水 敏 秋 委員 | 23番 野 崎 文 夫 委員 |
| 24番 嘉 藤 太加雄 委員 | 25番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 26番 阿 部 新一郎 委員 | 27番 星 野 英 治 委員 |

28番 藤田吉則 委員 29番 渡邊一英 委員
30番 原正利 委員 31番 小師勉 委員
32番 目黒伸一 委員 33番 山田佳典 委員
34番 蒲澤正 委員 35番 小林六一 委員

欠席委員 3名

2番 鶴巻純一 委員 6番 捧 譽 委員
9番 佐藤満 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 大坂純司
事務局 次長 斎藤公明
経営基盤係副参事 麦倉政勝
経営基盤係主任 鈴木和志

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 新潟県農業会議、桜井事務局長、金子考査役傍聴)

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

定刻になりましたので、定例総会を開会いたします。

それでは、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席32名、欠席3名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。1番、大桃伸之委員、17番、廣川哲也委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

早速でございますが、議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』説明いたします。

1ページをごらんください。今月の申請は、新規設定3件、2万8,239㎡でございます。

36番から順に説明いたします。

36番は、中曽根新田地内の農地2筆、7,608㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

37番は、島川原地内の農地11筆、1万9,947㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

38番は、南中地内の農地1筆、684㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

いずれも申請人の書類確認及び農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第2調査部会長は、坂井代理の隣に着席願います。

8番、刈屋委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

おはようございます。それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、9月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、坂井会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件につきまして意見決定を経て、午前10時30分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定3件、面積にして2万8,239㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第2号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

4ページをごらん願います。今月の申請は、9件の申請で、合計2,799㎡であります。

それでは、戻りまして2ページの10番から順に説明をいたします。

10番は、旭町2丁目地内の農地1筆、810㎡を売買により取得し、隣接雑種地と一体利用として店舗1棟、駐車場46台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約11万円であります。場所につきましては、三条信用金庫本店の西側で、都市計画用途地域の商業地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

11番は、嘉坪川1丁目地内の農地2筆、159㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場3台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万円あります。場所につきましては、第二中学校北側100m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

12番は、嘉坪川1丁目地内の農地1筆、30㎡を売買により取得し、さきの11番と一体利用地として住宅1棟、駐車場3台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万円あります。場所につきましては、第二中学校北側100m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

13番は、新光町地内の農地1筆、254㎡を使用貸借権の設定により住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、にじいろ保育園北西側300m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

14番は、南四日町2丁目地内の農地1筆、168㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円あります。場所につきましては、嵐南公民館北西側200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

15番は、塚野目4丁目地内の農地1筆、396㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万円あります。場所につきましては、厚生連三条総合病院南側300m付近で、都市計画用途地域の工業地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

16番は、塚野目4丁目地内の農地1筆、264㎡を売買により取得し、事務所兼倉庫1棟、駐車場4台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万円あります。場所につきましては、厚生連三条総合病院南側300m付近で、都市計画用途地域の工業地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

17番は、嘉坪川2丁目地内の農地3筆、204㎡を売買により取得し、保育園の野外遊び場用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万円あります。場所につきましては、にじいろ保育園北側隣接地で、都市計画用途地域の第1種住居地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

18番は、大島地内の農地3筆、514㎡を売買により取得し、果樹園地用地として利用したいものです。この農地は、昭和48年11月に土捨て場として5条許可を受けた農地ですが、計画が実行されないまま経過したものであります。土地の売買価格は、1㎡当たり約1,000円であります。場所につきましては、大島小学校西側400m付近で、国道8号西側に隣接しております。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て満たしていると考えます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

8番、刈屋委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第2号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして9件、面積にして2,799㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明いたします。

5ページをごらん願います。今月の申請は6件の申請で、合計2,788.79㎡であります。

それでは、23番から順に説明いたします。

23番は、下保内地内の農地2筆、479㎡を譲り受け人が小作地の取得により農業

経営の安定を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約70万円であります。

24番は、下保内地内の農地1筆、82㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約150万円であります。

25番は、先ほど議第2号『事業計画変更承認申請』で審議していただいた案件であります。大島地内の農地3筆、514㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約80万円であります。

26番は、帯織地内の農地2筆、21.79㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約100万円であります。

27番は、笹岡地内の農地2筆、879㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約60万円であります。

28番は、興野1丁目地内の農地1筆、813㎡を譲り受け人が相手方の要望により世帯内後継者が贈与により取得するものであります。

いずれも申請人の書類及び現地確認、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、下限面積を超えていることなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

8番、刈屋委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第3号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの5件、贈与によるもの1件、合計6件、面積2,788.79㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』説明いたします。

6ページをごらん願います。今月の申請は6件の申請で、計2,862㎡であります。

19番から順に説明いたします。

19番は、嘉坪川1丁目地内の農地2筆、958㎡を集合住宅1棟、駐車場17台の用地として利用したいものです。場所につきましては、第二中学校の北側200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内であることから、第3種農地と判断されます。

20番は、西本成寺2丁目地内の農地1筆、287㎡を貸し倉庫1棟、貸し駐車場5台の用地として利用したいものです。場所につきましては、市道西大崎西本成寺線、赤門入り口交差点の南西側100m付近で、500m以内に教育施設、医療施設があることから、第3種農地と判断されます。

21番は、須頃2丁目地内の農地1筆、409㎡を駐車場13台の用地として利用したいものです。場所につきましては、JR東三条駅、三条側の乗降口東側100m付近で、都市計画用途地域の商業地域内であることから、第3種農地と判断されます。

22番は、上須頃地内の農地2筆、932㎡を車庫1棟、駐車場26台の用地として利用したいものです。場所につきましては、上須頃諏訪神社西側100m付近で、都市計画用途地域の準工業地域内にあることから、第3種農地と判断されます。

23番は、滝谷地内の農地1筆、255㎡を農機具格納庫1棟、屋外物置の用地として利用したいものです。場所につきましては、滝谷集落内で五十嵐川右岸堤防南側に隣接しており、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

24番は、飯田地内の農地1筆、21㎡を隣接宅地と一体利用として住宅用地として利用したいものです。場所につきましては、飯田小学校グラウンドの南西側で、県道森町鹿峠線に隣接しております。住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

8番、刈屋委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして6件、面積にして2,862㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』説明いたします。

今月の申請は、9ページをごらん願います。14件の申請で、合計8,338.3㎡であります。

それでは、戻りまして7ページの40番から順に説明いたします。

40番から46番は、先ほど事業計画変更承認申請での農地法第5条の許可申請でありますので、説明を略させていただきます。

47番は、西本成寺2丁目地内の農地1筆、231㎡を売買により取得し、貸し駐車場8台分の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2,000円であります。場所につきましては、市道西大崎西本成寺線、赤門入り口交差点の北西側100m付近で、500m以内に教育施設、医療施設があることから、第3種農地と判断されます。

48番は、飯田地内の農地3筆、896㎡を売買により取得し、隣接雑種地と一体利用として建築資材置き場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3,000円であります。場所につきましては、飯田小学校グラウンドの南西側で県道森町鹿峠線の隣接地であります。住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

49番は、下須頃地内の農地12筆、4,088.3㎡を売買に取得し、保育所建設敷地及び通路整備敷地の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万円です。場所につきましては、国道8号線、大島病院前交差点から南西側へ150m付近です。農用地区分は、第2種農地と判断されます。

50番は、直江町3丁目地内の農地1筆、228㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万円です。場所につきましては、三条直江簡易郵便局北東側150m付近で、都市計画用途地域の工業地域内に当たることから、農用地区分は第3種農地として判断されます。

51番は、栗林地内の農地1筆、170㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、上林小学校西側100m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

52番は、鶴田3丁目地内の農地2筆、189㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、鶴田公民館南西側200m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

53番は、笹岡地内の農地2筆、251㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万円です。場所につきましては、三条消防署下田分署南側300m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を満たしていることを申し添えます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いします。

8番、刈屋委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして14件、面積にして8,338.3㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

しばらくにして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいまの許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長(野崎会長)

議第6号『農地の競売(買受)適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(大坂事務局長)

それでは、議第6号『農地の競売(買受)適格者証明願いについて』説明いたします。

10ページをごらん願います。今月の申請は、2件であります。

議案中の事件番号平成25年(ケ)第9号、物件1の競売となる土地は、貝喰新田地内の農地1筆、3,041㎡であります。農業振興地域内であり、また都市計画法の用途区域外でもあります。公売入札期間は、平成25年10月11日から平成25年10月21日であります。特別売却期間は、平成25年10月28日から平成25年11月5日で、見積価格は1筆で274万円であります。債権者は1名で、三条市興野のにいがた南蒲農業協同組合であります。場所につきましては、貝喰新田集会所南側300m付近で、上越新幹線の西側隣接地であります。競売願い出者は1名で農業を営む方で、経営規模拡大を図るため願い出されたものでございます。

事件番号平成25年(ケ)第9号、物件2の競売となる土地は、貝喰新田地内の農地1筆、2,997㎡で、農業振興地域内であり、また都市計画法の用途区域外でもあります。公売入札期間は、平成25年10月11日から平成25年10月21日であります。特別売却期間は、平成25年10月28日から平成25年11月5日で、見積価格は1筆で270万円であります。債権者は1名で、三条市興野のにいがた南蒲農業協同組合であります。場所につきましては、貝喰新田集会所南側400m付近で、上越新幹線に並行する排水路の東側隣接地であります。競売願い出者は1名で農業を営む方で、経営規模拡大を図るため願い出されたものであります。

願い出者2名の書類及び現地確認をいたしたところ、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなど、許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

8番、刈屋委員。

第2調査部会長(8番刈屋一夫委員)

議第6号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』は、件数にして2件、2名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、証明願い出者の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積など許可要件全て満たしており、適格者証明願いは適当と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、適格者証明書の交付を受けた者が最高競落人となり、農地法第3条申請書を提出された場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。ありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『平成26年度三条市農林関係の要望について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げ、議論していただいた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかがとご提案申し上げます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議なしと認めます。

それでは、議第7号につきましては農政対策部会に付託をいたすことになりました。農政対策部会長、野水委員におかれましてひとつよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略を

いたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第7号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（大坂事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長。4番、村井委員、お願いいたします。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。10月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、ご出席をお願いします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

ただいま報告がございましたように10月25日、第3調査部会、開催しますので、各委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

なお、来月の総会は31日を予定をしております。よろしくお願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時10分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議 事 録 署 名 委 員 (1 番)

議 事 録 署 名 委 員 (1 7 番)
